

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月26日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第2号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第6条中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項中「掲げる3親等以内の親族」の右に「（同号において3親等以内の親族に含むものとされる者を含む。）」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条第1項第4号に規定する人事委員会規則で定める者は、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（同法第27条第4項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第7条中第5項を第10項とし、第4項を第9項とし、第3項を第8項とし、同条第2項中「、1親等の親族」を削り、「同居している2親等」を「2親等以内」に改め、同項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

- 2 条例第8条第2項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対して行わなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があったときは、当該申出に係る期間の初日から末日までの期間（第6項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 4 職員は、第2項の規定による申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指

定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間の指定を希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対して申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があったときは、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第2項の規定による申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全部について条例第8条第1項に規定する介護休暇を承認することができないことが明らかであるときは、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項に規定する介護休暇を承認することができないことが明らかであるときは、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

第7条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第7条の2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業を承認されている職員にあっては当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間、任命権者が定める職員にあっては任命権者が定める時間をそれぞれ2時間から差し引いた時間）を超えない範囲内で15分を単位として行うものとする。

第8条第8項中「介護休暇」の右に「又は介護時間」を加える。

別表第3死亡した者の欄中「者を含む」の右に「。以下同じ」を、「及び子」の右に「（条例第7条第1項第4号において3親等以内の親族に含むものとされる者を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年12月22日京都市条例第23号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する職員の申出は、京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）第8条第2項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者に対して行わなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があったときは、改正条例附則第2項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出に係る期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 改正条例附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の規定による申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者に対して申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があったときは、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第2項の規定による申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全部について条例第8条第1項に規定する介護休暇を承認することができないことが明らかであるときは、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項に規定する介護休暇を承認することができないことが明らかな日であるときは、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 7 この規則による改正後の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則（以下「改正後の規則」という。）第7条第2項の規定による申出及び附則第2項の規定による申出並びに改正後の規則第8条第1項本文の規定による介護時間の届出は、こ

の規則の施行の日前においても行うことができる。

(京都市人事委員会事務局)